

消費生活緊急情報

第88号

令和5年12月6日

不安をあまり、言葉巧みに契約させる 屋根工事の点検商法にご注意！

【相談概要】

昨日、他県から来たという業者が訪問してきて「近所で工事をしている者だが、お宅の屋根は今すぐ修理をしないと危険だ。今なら無料で点検してあげる。」と言われ、点検を頼んだ。その直後に業者の上司も家に来た。点検終了後、業者の上司から「今、屋根工事の契約をすれば値引きする。」と言われ高額な契約をした。

その後不安になり、業者が言っていた近所の工事をしている家に行き、業者名を聞いたところ、自分が契約した業者とは違う業者名だった。

業者が信用できないので解約したい。

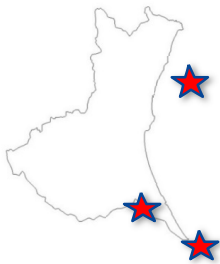
【アドバイス】

訪問販売の場合、法定書面を受け取ってから8日以内である場合はクーリング・オフを行うことができます。

突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。

屋根工事を勧誘された場合は、すぐに契約せずに、複数社から見積を取るなど十分に検討しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

**消費者ホットライン**

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

★：相談発生地域